

栄北高発第30067号
平成30年6月12日

保護者様

学校法人 佐藤栄学園
栄北高等学校
校長 小暮 優治

平成30年度 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金申請について(お知らせ)

入梅の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本校教育に際し深いご理解とご協力を賜り、深くお礼申し上げます。

埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金制度(県独自補助)は、埼玉県内の私立高等学校に在学する生徒の保護者にかかる経済的な負担の軽減と生徒の就学促進を図るため、国の制度である高等学校等就学支援金とは別に上乗せ分として、埼玉県が独自に授業料等及び入学金の一部を補助する制度であります。

つきましては、別途配付いたしました「埼玉県私立学校学費軽減補助のお知らせ」の桃色のリーフレットをよくご参照していただき、要件に該当する方は、必要書類を添え、提出期日までに申請(提出)をお願いいたします。

※ 県独自補助とは、国の就学支援金制度とは違う、埼玉県独自の授業料等の補助金制度となります。以下の要件に該当する方は、国の就学支援金とは別に、申請(提出)が必要となります。

1. 提出期日 **平成30年6月22日(金)迄 期日厳守** とします。

2. 補助区分

基準区分 (道府県民税・市町村民税の所得割合算額)	授業料補助額(年額)	入学金 補助金額 (※1)	施設設備費等 その他納付 金(※2)	備考	☆奨学の ための給 付金(※3)	
家計急変	【2・3年生】 288,000円ー就学支援金受給額	100,000円	160,000円	平成30年1月～家計急変事由が発生		
生活保護		100,000円	160,000円	平成30年4月以前に生活保護開始の世帯	対象	
基準1		100,000円	160,000円		対象	
基準2		【1年生】	100,000円	160,000円		
基準3		360,000円ー就学支援金受給額	100,000円	160,000円		
基準4		※本校授業料負担上限額	100,000円	0円		
基準5			0円	0円	私立高校生や大学生等が3人以上いる多子世帯	

※1 入学金補助については、1年生のみ対象となります。

※2 施設設備費等その他納付金について、2・3年生は130,000円、1年生は160,000円(本校上限額)となります。

※3 ☆奨学のための給付金制度

〈対象者〉平成30年7月1日時点で保護者が埼玉県に居住しており、保護者全員の道府県民税と市町村民税の所得割額の合算額が非課税(0円)の世帯

〈支給額〉当該生徒が、第1子の場合¥89,000・第2子の場合¥138,000・生活保護世帯の場合¥52,600
父母負担軽減補助金の申請後、該当者のみに後日、学校事務担当者より関係書類をお渡しいたします。

3. 補助対象者の要件

① 居住地要件	生徒と保護者が埼玉県内に居住している方。 保護者が単身赴任又は介護で県外に居住している場合は要件を満たします。 ※ 海外への赴任の場合は、要件を満たしません(申請不可)。
② 授業料等納入要件	奨学生等で授業料等が全額免除になっている場合は、軽減補助を受けることができません。(申請不可)
③ 所得要件	提出していただく 課税(所得)証明書に記載されている扶養人数を確認。 ☆ 桃色のリーフレット 4ページ 基準1～4に該当する世帯。 (例)16歳未満2名、16歳以上19歳未満1名を扶養している保護者が2人とした場

③ の続き	<p>合、基準となる道府県民税と市町村民税の所得割額合算額は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準 1 は 非課税世帯 (0 円) ・基準 2 は 85,500 円未満 ・基準 3 は 230,000 円未満 ・基準 4 は 305,200 円未満 ※扶養人数・年齢等で基準が異なります。 <p>☆ 桃色のリーフレット 4～5ページ 基準 5 (多子世帯)に該当する世帯。 当該生徒本人以外に私立高校又は大学等(※1)に通う、兄弟姉妹が2人以上を扶養している同一保護者とした場合、基準となる道府県民税と市町村民税の所得割額合算額は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準 5 は 354,500 円未満 <p>※1 は桃色のリーフレット5ページ兄弟姉妹が通う「私立高校または大学等」の範囲についてを参照ください。</p> <p>☆ 生活保護世帯・家計急変世帯に該当する世帯は、桃色のリーフレット5ページを参照ください。</p> <p>※ご不明な点がございましたら、7.学校担当者へお問い合わせください。</p>
④ 就学支援金受給要件	<p>就学支援金受給対象校にあつては、就学支援金を受給している場合に限りです。</p> <p>※補助額は就学支援金を差し引いた金額が県の補助額となります。 (県の補助額＝授業料－国の就学支援金)</p>

4. 提出書類

(1) 学校指定の交付申請書	<p>埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金交付申請書 ※</p> <p>※ 申請書並びに記入例は、SKY システムよりダウンロードしご家庭にて印刷していただくか、または、受付事務室窓口に取りに来てください。</p>
<p>(2) 4月1日以降に発行された世帯全員の住民票</p> <p>※マイナンバーが記載されていない住民票。記載されている場合は、当該箇所を黒マジックで塗りつぶすこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が単身赴任又は介護の場合 単身赴任者又は介護者の住民票は不要ですが、住民票の右下に「保護者(〇〇)は単身赴任又は介護」と鉛筆で記入してください。 ・その他扶養親族で別居している人がいる場合 <19 歳以上の扶養親族が別居している場合> 課税(所得)証明書の右下に「19 歳以上〇人」と鉛筆で記入してください。 <19 歳未満の扶養親族が別居している場合> 別居している扶養親族の健康保険証の写しを提出してください。
<p>(3) 保護者全員の課税(所得)証明書(保護者と配偶者分)</p> <p>※さいたま市は所得証明書</p> <p>※マイナンバーが記載されていない住民票。記載されている場合は、当該箇所を黒マジックで塗りつぶすこと。</p>	<p>平成 30 年度(平成 29 年分)の課税(所得)証明書 ※(以下の点に注意してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・控除対象配偶者(非課税)有等の場合であっても、保護者と配偶者2名分の提出をお願いいたします。 ・扶養親族の人数を確認するため課税証明書は、「道府県民税所得割額」及び「市町村民税所得割額」、「19 歳未満の扶養人数」及び「16 歳未満の年少扶養人数」の全項目が必ず記載された証明書を提出してください。 ・一人親世帯の場合、証明書の右下に「一人親世帯」と鉛筆で記入してください。 ・当該年度の課税証明書又は所得証明書の代わりとして、特別徴収税額の決定・変更通知書でも提出可能です。その際、A4版コピー(写し)で通知書全体を収まる様に写しご提出願います。 ・源泉徴収票は証明書として提出できませんのでご注意ください。 ・国の就学支援金第2期以降分と同時申請する場合には、課税(所得)証明書は原本を就学支援金申請時に提出していますので、県独自補助申請時に必要な課税(所得)証明書はコピー(写し)でも結構です。 <p>※ 各市区町村によって課税(所得)証明書の名称が異なります。SKY システム掲載記入例内 PDF ファイル、民税所得割額記載証明する名称一覧にてご確認ください。</p>

<p>(4) その他基準によって必要とされる書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準5(多子世帯)について、 当該生徒以外の兄弟姉妹の健康保険証の写し及び在学証明書又は在校証明書(在校カード)等。 ・生活保護世帯について、 福祉事務所長が発行する「生活保護受給証明書」が必要となり、課税証明書については提出不要です。 ・家計急変世帯について、 ☆失業者の場合(平成29年12月31日～平成30年12月30日に発生) 公共職業安定所が発行する「雇用保険受給資格証明書」または勤務していた会社が発行する「退職証明書」あるいは「離職票」(ともに退職者氏名、退職年月日、会社名、会社所在地の記載のあるもの)いずれかのコピー(写し)。 自営業者の場合、県税事務所に提出する「事業廃業報告書」(収受印のあるもの)コピー(写し)) ☆死亡・離婚の場合(平成30年1月1日～平成30年12月31日に発生) 戸籍謄本 ☆所得半減の場合 前年所得を確認するため当該年度の課税証明書等(必ず前年所得が記載されているもの)。 現年所得を確認するため現年分「確定申告書」のコピー(写し)等。
------------------------------	---

5. 提出先 受付事務室(正面玄関(1号棟)) 平日 8:20～17:00 ・ 土曜 8:20～14:00

6. 支給方法 **審査決定後、授業料指定口座へ振込予定**。(振込日については、別途保護者宛通知にてお知らせいたします。)

7. お問い合わせ先 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金事務担当 広沢 TEL 048-723-7711(代)

8. その他

- (1) 平成30年度分より所得基準が、保護者全員の市町村民税所得割額の合算額から、保護者全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額へと変更となります。
- (2) 提出されます書類一式については、不備や誤り等で提出されると申請ができません。提出前に一度、ご確認(チェック)いただきますようお願いいたします。
- (3) 提出された書類等の生徒や保護者の個人情報については、関連する法令を遵守し、父母負担軽減事業の利用目的として適正に管理し、その利用目的に必要な範囲を超えての取扱はいたしません。